

かがわ困難女性等支援計画（仮称）（素案）について

提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

子ども家庭課 児童福祉グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3286/FAX:087-806-0207

E-mail:kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp

令和6年1月17日から令和6年2月16日までの1カ月間、かがわ困難女性等支援計画（仮称）（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、5人から19件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人	5件
合計	5件

〈提出されたご意見の数〉

計画の対象者に関する事	4件
基本目標に関する事	4件
個別施策の内容に関する事	9件
その他	2件
合計	19件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
計画の対象者に関すること	
<p>p1 17 行目 (1) 計画策定の趣旨「配偶者暴力防止法に規定する暴力を受けた被害者」の後に「(但し性別を問わない)」と書き加えるなどして、配偶者暴力防止法に基づく支援は性別を問わない暴力被害者であることを明示してはいかがでしょうか？配偶者暴力防止法では性別を問わず配偶者等の暴力による被害者を保護・支援の対象としており、同法の基本計画である本計画も配偶者暴力防止法に関する支援は性別を問わずになされるものと思います。p9 の調査結果より、DV 被害を経験した方の 3 割程度は男性であり、性別に寄らずに被害者に対応するとした法を逸脱した運用がなされるとは思いませんが、計画名等で「女性」が強調されるため、誤解を招く恐れを感じます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「(性別を問わない)」を追記します。</p>
<p>p1 17 行目 (1) 計画策定の趣旨「困難女性等」の「等」には「配偶者暴力防止法に規定する暴力を受けた被害者」のうちの女性で無い方々は含まれるのでしょうか？また、それ以外の方々も含まれるのでしょうか？</p> <p>文章からは「配偶者暴力防止法に基づく支援対象のうちで困難女性に該当しない方」が「等」に該当されると思いましたが、難解に感じますので、できれば計画中でもご説明を頂けるとありがたいです。</p>	<p>「困難女性等」の「等」には、困難な問題を抱える女性にはあてはまらないが、配偶者暴力防止法に規定する暴力を受けた被害者にあてはまる者が含まれます。</p> <p>ご意見を踏まえ、計画の対象者についての説明を「「困難な問題を抱える女性」及び「配偶者暴力防止法に規定する暴力を受けた被害者（性別を問わない）」であり、総称して「困難な問題を抱える女性等」という」と修正します。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>困難を抱える女性への支援については、DV被害女性や虐待を受けた子どもへの支援を使って対応します、と書かれているように感じました。それは、困難を抱える女性についての具体的なイメージが伝わってこないからではないでしょうか。香川県として、困難を抱える女性とはどういう状況の女性を想定しているのかによって支援の内容が変わってくるのではないかと考えます。例えば相談窓口に関して、単に「女性相談窓口」とだけあるより、「子育てが難しいとか夫婦関係での悩み、家族とのもめごと等、お気軽にご相談ください。」と書かれていると、自分が対象者なのかどうか分かり易くなります。支援する側にとっても、女性が抱える困難について具体的なイメージを持っていることが必要ではないでしょうか。例えば、子育てで困っている、と相談に来た女性の話を聴いていく際、夫はどのように関わっているのか、DVはないのか、子どもの特性はどうか、親等はサポートしてくれる関係なのか、この女性に或いは子どもや家族に障害はないのか、何かしらのトラウマを抱えているのではないのか、地域の中で孤立しているのではないのか、等様々な視点を持っていないと、背景となる困難を見落とす可能性があります。相談する側にとっても支援する側にとっても、困難を抱えている、と判断する基準を示していただきたいと願います。香川県には、判断基準を示す義務があるのではないのでしょうか。まずは、支援する側の様々な分野の人たちが集まり、各分野で想定される困難な状況を出し合い、意見を擦り合わせて共通のイメージを作る、その上で、支援体制を考えることが大切ではないのでしょうか。実際に運用しながら利用する人たちの意見を反映していく、そういった柔軟な取り組みがなされることを願っています。</p>	<p>困難女性支援法の第2条において、困難な問題を抱える女性については、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定されおり、判断基準を示すことで対象者を限定してしまう恐れがあることから、判断基準を示すことは困難であると考えています。計画への追記まではしませんが、各相談窓口でどのような相談ができるかを分かりやすくホームページ等に記載し周知してまいります。また、支援者側の認識として、相談を受けた各窓口で可能な限り対応し、より適切な支援者へのつながりができるよう、関係者の資質向上に努めてまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>新法が成立し、令和6年4月からは施行となりますが、困難女性の問題は多様化・複雑化しています。この計画書から、困難を抱える女性の多様化にもう少し目を向けていただきたいと思います。これまで県内でやってきたことの報告、それに少し肉付けしたような内容にとどまっており、実際の幅広い支援というものが具体的に見えてきません。資料には「困難女性」という言葉こそ使っているものの、今現在やっていること、今現在利用している支援機関や窓口を利用しているイメージで、「DV被害者」を「困難女性」という言葉に置き換えたのではないのかという印象を受けます。</p> <p>困難を抱える女性というのは、DVや性暴力、虐待の被害だけでなく、障がい、困窮、依存、LGBT、ひとり親、子育てが上手くできない、外国人、孤独、家庭内不和、引きこもり、いじめ、ハラスメント、就職できない、希死念慮、理由の分からないような生きづらさ…などなど見えている困難と、背景にある見えにくい困難を抱えています。</p> <p>この計画で、本当に困難を抱えた女性が受けられるのか？ただし、困難女性と認められなければ支援は受けられないのか？誰がどこでどんな基準で困難女性だと判断してもらえるのか？疑問が残りました。</p> <p>どのような困難を抱える女性であっても、支援の対象となり、「窓口が違います」ではなく、相談を聞いてもらえる総合的な入口を確保していただきたいと思います。それには電話相談や対面だけでなく、入り口としてはメールやチャットなどのSNSはこれからの相談には欠かせないツールになってくると思います。</p> <p>相談に行くハードルが高い人はたくさんいます。DVの自覚が無かったり、こんな相談は恥ずかしいとっていたり、世間ではできることが当たり前と思われていることが出来ないのに、支援の対象枠には入っていなかったり、あらゆる困難女性を想定して、今後の計画を考えなければならないのではないのでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。また、支援者側の認識として、相談を受けた各窓口で可能な限り対応し、より適切な支援者へのつなぎができるよう、関係者の資質向上に努めてまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
基本目標に関すること	
<p>p3 3行目 (3) 計画の期間及び見直し 「年に1回の確認」は、基本目標の進捗状況だけでなく、その他の事業内容についてもなされるのでしょうか？</p> <p>P19 記載の7つの数値目標はいずれも支援そのものの成果ではなく、支援体制の整備と啓発であり、体制の整備と啓発のみが確認されて支援効果そのものが確認されないのでは不十分に感じます。</p>	<p>基本目標の進捗状況の確認と合わせて、その他の事業の実施状況の確認についても検討してまいります。</p> <p>対象者によって抱える問題と必要な支援が多様であり、個別性が高いため、支援効果を客観的に測ることは困難であると考えています。</p>
<p>p3 3行目 (3) 計画の期間及び見直し 「年に1回の確認」の結果は公表されるのでしょうか？本事業は地域社会など広範囲に関連するものであり、本事業の現状は広く知られるべきと考えます。</p>	<p>結果の公表について、検討してまいります。</p>
<p>p3 5行目 (3) 計画の期間及び見直し 計画の見直しに当たっての事業評価は、基本目標の進捗状況だけでなく、その他の事業内容についてもなされるべきではないでしょうか？また、公論に資するよう、同評価は見直し案の策定前に公開してはいかがでしょうか？</p> <p>P19 記載の7つの数値目標はいずれも支援そのものの成果ではなく、支援体制の整備と啓発であり、それらのみが評価されて支援効果そのものが評価されないのでは支援事業の内容の成否や改善の要否が判断できません。</p>	<p>事業評価の方法及びその公表について検討してまいります。</p> <p>対象者によって抱える問題と必要な支援が多様であり、個別性が高いため、支援効果を客観的に測ることは困難であると考えています。</p>
<p>p19 基本目標(数値目標) 目標の項目に、例えば何人の自立につなげたかなど、支援そのものの効果を加え、数値目標とするか、またはモニタリング項目として設定してはいかがでしょうか？</p> <p>現在記載されている7つの数値目標はいずれも支援そのものの成果ではなく、支援体制の整備と啓発です。5年という相応の長さを持つ計画ですから、体制の整備のみが目標とされてしまい、支援の効果への意識付けがおろそかになることを懸念します。</p>	<p>どのような状態をもって支援対象者が自立したとするかは判断しづらいため、自立につながった人数を数値目標とすることは困難であると考えています。また、対象者によって抱える問題と必要な支援が多様であり、個別性が高いため、支援効果を客観的に測ることは困難であると考えています。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
個別施策の内容に関すること	
<p>女性支援新法ができ、ようやく困難を抱える女性支援に光が当てられるようになった。これを機に、行政や民間において支援に携わる人や環境に、しっかりお金（税金）が投入されるようになって欲しい。そのためには、まずは県内のすべての市町において、女性相談支援員を配置することが重要。人を配置できたら、専門的なスキルを身につけられるように研修等の機会を増やせるようにする。</p>	<p>市町に対して、女性相談支援員の配置を働きかけるとともに、専門性を高めるための研修等について実施してまいります。</p>
<p>p29 (5) 外国人、障害者、高齢者への配慮 外国人の方への支援をスムーズに進めるため、支援における連携先として出入国在留管理庁あるいはその関連機関との連携を明記してはいかがでしょうか？</p>	<p>計画への追記までは行いませんが、出入国在留管理庁等の関係機関と必要に応じて適切に連携してまいります。</p>
<p>p35 24行目 ①きめ細かな配慮の徹底 「性の多様性」とありますが、配偶者暴力防止法での支援対象でない方で、かつ、法的には女性でない方々も本計画での支援の対象でしょうか？ご教示ください。 また、上記が支援の対象である場合、困難女性法の国の基本方針において言及されたいわゆる「自認女性」以外の方は支援の根拠が不明瞭に感じますので、第1章なりで県としてそのように判断する理由をご説明頂けるとありがたいです。</p>	<p>当該計画の支援対象者は「配偶者暴力防止法に規定する暴力を受けた被害者（性別を問わず）」及び「困難な問題を抱える女性」であり、この「困難な問題を抱える女性」には性自認が女性であるトランスジェンダーの者を含みます。</p>
<p>p35 24行目 ①きめ細かな配慮の徹底 「性の多様性」とありますが、法的には男性である方を支援する場合、他の被支援者、入所者のことを十分に配慮したうえで支援されることを望みます。</p>	<p>ご意見のとおり、性自認が女性であるトランスジェンダーの者について支援する際は、その者の状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、可能な支援を検討してまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>p18 4. 計画の内容</p> <p>多数の取り組みにおいて、民間団体との連携が想定されていますが、多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村には注意深く、そして広く市民から、情報収集に努めることを望みます。</p> <p>なお、本支援は一部の団体、支援者、被支援者にとどまらず、地域社会など幅広いネットワークでなされるものであり、前記の情報収集も一部団体や被支援者に限ることなく、広く受け入れて考慮されることを望みます。</p>	<p>連携する民間団体については、広く情報収集の上、適切に判断してまいります。</p>
<p>p18 4. 計画の内容</p> <p>多数の取り組みにおいて、民間団体との連携が想定されていますが、民間団体との連携について、厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知（Q&A）を本事業でも遵守されることを望みます。</p> <p>また、NPO等の民間支援団体は、例えばNPO法等の理念にもあるように、市民の緩やかな監視がなされることでその業務の適正化が進み、団体活動の正当性が担保できることから、県市町村には把握する各団体の情報を極力公にする、および／または市民の求めに応じて極力開示されることを望みます。</p>	<p>ご意見のとおり、「若年被害女性等支援事業に関するQ&Aについて」（令和5年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）を踏まえ、事業に取り組んでまいります。</p> <p>NPO法人の情報の開示については、庁内担当部署に意見を伝えます。</p>
<p>民間シェルターで支援に携わっている方々の多くはボランティアであり、さらに、その環境を良くしていくために、財政的な支援を充実していく必要がある。また、県として民間団体の立ち上げ支援にも積極的に関わる。</p>	<p>民間シェルターへの財政支援の充実について検討してまいります。また今後、困難女性等の支援に携わる新たな民間団体の立ち上げ希望がありましたら、どのような支援ができるかも含め、検討してまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>DVに対する支援のことがたくさん書かれています。これを機会に「加害者プログラム」も検討いただきたいと思います。香川県という人口の少ない県でどれだけのニーズがあるかわかりませんが（本来はたくさんの方がいるはずですが）、ニーズが少ないから必要ない、そこは次の段階、ではなく、DVの総合的な施策には必要と感じます。子どもの頃から、対等性や距離感、同意とは何か、デートDVについて学ぶ機会を増やすことや、加害者プログラムということを考えていくことはとても大切と感じます。直接的な女性支援とは違うかもわかりませんが、感じたことです。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
<p>加害者が自ら望んで暴力等を行わないようプログラムを受講するのは良いが、強制的にプログラムを受講させるのは真の解決とは思えない。加害者と呼ばれてしまう方の見えぬところでの課題を解決することは重要だと思う。パートナー間においてお互い尊重し合えるような改善策も必要であろう。柔軟な対応ができるよう、民間団体やボランティアの活動に期待する。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
<p>その他</p>	
<p>例えば東京都での困難女性支援法モデル事業（若年被害女性支援）では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が続いており、第211回国会でも多くの質疑が交わされています。このような混乱は、何よりも支援対象者のためになりません。混乱が起きぬよう、情報公開をしっかり行い、透明性の高い支援活動となることを望みます。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>
<p>近年、特に、若年女性には多くの課題があり、家庭内で居場所が無かったり、SNSを通じての被害や、発達に問題があっても診断が無く生きづらさを抱えており、犯罪に巻き込まれていくケースというのも多く耳にします。若年女性支援というところに支援の入口を充実させ、制度のはざまにうもれないようにしてほしいと願います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>